

○南会津町高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱

平成18年 3月20日

告示第59号

改正 平成24年 3月 9日告示第13号

(目的)

第1条 この告示は、高齢者が自宅において転倒等により要介護又は要支援状態とならないように住宅改修を実施する者に対して、改修資金を助成することにより介護状態に陥ることを予防し、併せて自立した在宅生活の確立を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この事業の助成対象者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 60歳以上の高齢者(介護保険制度で要介護又は要支援と認定された者を除く。)で、町長が住宅改修の必要を認めた者
- (2) 生計中心者の所得限度額が児童手当法(昭和46年法律第73号)の児童手当における児童手当所得制限限度額以下の者

(助成対象となる改修)

第3条 本事業の助成対象となる住宅改修は、要介護又は要支援状態とならないように実施する住宅改修であって、その種類は介護保険法(平成9年法律第123号)第45条に規定する居宅介護住宅改修費の助成対象となる住宅改修とする。

(助成金の額)

第4条 本事業の助成金の額は、助成対象者が現に居住している一住宅における前条に掲げる住宅改修費用の9割の額とする。ただし、その額が13万5千円を超える場合は13万5千円を限度とする。

- 2 前項の規定による助成金の額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請、決定、報告等)

第5条 本事業における助成金の交付申請、交付決定、実績報告、額の決定等については、南会津町高齢者住宅改修支援事業実施要綱(平成18年南会津町告示第60号)に規定するとおりとする。

(助成金の返還)

第6条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により助成の決定を受けた事実を確認し

たときは、助成の決定を取り消すものとする。この場合において、既に助成金の支払をしているときは、当該申請者に対し、高齢者にやさしい住まいづくり助成金返還通知書（別記様式）により通知し、当該助成金の返還を命ずるものとする。

（留意事項）

第7条 町長は、本事業の実施に当たっては、その必要性の確認を行うとともに、保健、福祉、医療及び住宅等事業関係者との連携を図り、適正な住宅改修が実施できるよう、指導、助言を行うものとする。

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成18年3月20日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の田島町高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱（平成13年田島町要綱）、舘岩村高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱（平成14年舘岩村要綱）、伊南村高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱（平成15年伊南村要綱第4号）又は南郷村高齢者にやさしい住まいづくり助成事業実施要綱（平成13年南郷村告示第28号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成24年告示第13号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)

第 号
年 月 日

様

南会津町長



高齢者にやさしい住まいづくり助成金返還通知書

返還すべき額	円
返還期限	年 月 日
返還の理由	
返還の方法	別添納入通知書による

別記様式 (第 6 条関係)